

意見第4号

非正規労働者の不合理な待遇格差の是正等を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2021年3月3日

提出者 久喜市議会議員
川 辺 美 信
賛成者 久喜市議会議員
渡 辺 昌 代
猪 股 和 雄

久喜市議会議長 春 山 千 明 様

非正規労働者の不合理な待遇格差の是正等を求める意見書

2020年10月、最高裁判所は、正社員との待遇の格差是正を求める5件の訴訟について、各種手当や休暇については、企業側の差別的扱いの違法性を認めました。一方、賞与（一時金）と退職金については、待遇格差の内容次第では「不合理とされることがあり得る」と述べてはいるものの、不合理とは認めませんでした。

非正規労働者は2000万人を超え、労働者の4割を占めており、男性雇用者の22%、女性雇用者の54%となっていますが、平均給与（年額）は正規のほぼ3分の1となっています。基本給が低水準であることに加え、一時金の有無も格差の大きな要因となっています。

新型コロナウイルス感染症拡大によって、非正規労働者は真っ先に解雇や雇い止めに遭うなど、雇用格差が浮き彫りになっています。同一労働同一賃金は、2020年4月から大企業に適用され、今年の4月からは中小企業も対象となりますが、10年、20年と正社員と同じような働き方をしているにもかかわらず一時金も退職金もないというのは、あまりにも不合理と言わざるを得ません。

格差是正・均等待遇の実現は、喫緊の課題であり、非正規労働者の処遇を改善することは、企業にとって人材の確保に資するとともに、個人消費の裾野を広げ、ひいては景気回復にもつながります。

よって国会及び政府においては、同一労働同一賃金を進める観点から、非正規労働者が一時金や退職金を受け取ることができるようにするために、実効性ある法制度となるよう、下記の事項の実現を強く求めます。

記

- 1 非正規労働者と正規労働者との不合理な待遇差の是正に向け、実効性ある法制度となるよう、関連法案の改正等を進めること。
- 2 経営の厳しい環境にある中小企業に対して、非正規労働者の昇給制度の導入等の賃金アップや処遇改善に取り組みやすくするためのさまざまな支援のあり方について、十分に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
厚生労働大臣
経済産業大臣
内閣官房長官